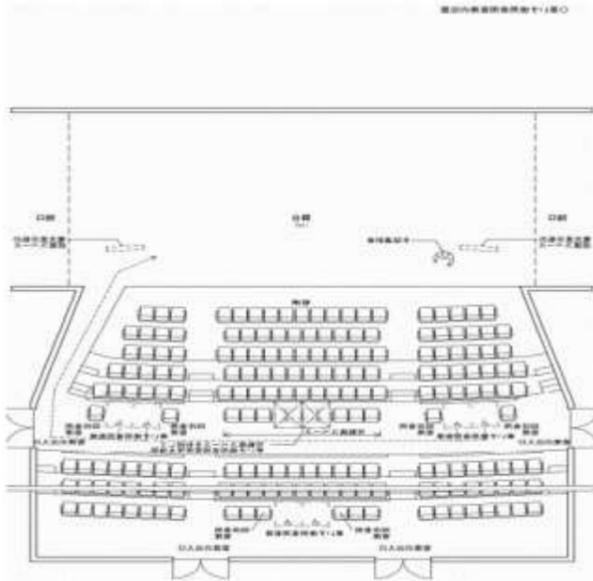


骨子	該当箇所	ご意見	対応
I 前文	1.4 アクセシブルで インクルーシブ な環境整備	より分かりやすい表現・文章に修正してほしい。	1.4 アクセシブルでインクルーシブな環境整備 ・「アクセシブルでインクルーシブな環境から恩恵を受ける人」から「アクセシブルでインクルーシブな環境整備」に修正 ・手話言語者の項目を削除 ・音声による情報が得にくい人の項目において、「筆談、手話通訳、文字変換サービス、コミュニケーションボード等が必要である。また、観戦、展示、ステージ、観劇を楽しむための手段として、字幕や手話通訳が必要である。」を追記
	1.5 ガイドラインで 使用する用語と その定義	アメニティについて分かりにくいので用語の定義で定めてほしい。	1.5 ガイドラインで使用する用語とその定義 ・用語の定義に「アメニティ」の項目を追加し、「障害の有無に関わらず、誰もが快適に利用できる場所や設備のこと」と定義
2.1 アクセスと 移動	2.1.1 通路と歩行空間	行列を整理する方法として、ベルト式パーティションなどを使用されることがあるが、通路幅の確保の問題や視覚障害者等への支障となることもある。 長い行列ができないような工夫(チケットの販売方法、会場への入場方法の工夫等)が必要である。	2.1.1.1.2 つまずきの危険源の除去 ・「● <u>順番待ちの行列の整理においては、視覚障害者や車いす使用者等が並びやすいようロープのレイアウト等を工夫するとともに、案内・誘導の人的対応を行う。[国基準]</u> 」を追記
	2.1.2 傾斜路	すりつけ勾配は分かりにくいので具体的に説明がほしい。	2.1.2.2 すりつけ勾配 ・すりつけ勾配(例)のイメージ図(図5)を追加(PO) 
	2.1.3 階段	古い施設では階段の幅が狭いし手すりもなく、雨天時などを考慮し床面を滑りにくいものにしてほしい。	2.1.3.2.2 踏み面及び蹴上げ ・「● <u>踏み面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。[国基準]</u> 」を追記 2.1.3.2.3 段鼻 ・「● <u>階段の段鼻は、滑り止めを設ける。[国基準]</u> 」を追記

骨子	該当箇所	ご意見	対応
2.1 アクセスと 移動	2.1.5 家具、カウンタ ー、サービスエ リア	調味料の容器は、感染症対策、不適切な取り扱い防止など観点から、個別包装に切り替えているところがある。 また、店頭で調味料容器を置かず、客からの申し出により提供するケースも見られる。人手のいない営業スタイルではあるが、客からの申し出への対応ができることが望ましい。	2.1.5.2.2 カフェテリアスタイルのサービス ・「 <u>○ただし、感染症対策、不適切な取り扱い防止などの観点から個別包装とする場合は、客からの申し出によって、店員が個別包装の封を開けるなど援助することが望ましい。</u> 」を追記
	2.1.6 入口と出口	アクセシビリティの説明を付記してほしい。	2.1.6.3 入口の機能 ・「 <u>チケットまたはアクセシビリティ（必要な大会関係者だけが特定の会場及び会場内の特定のゾーンに入れるようにする入場資格の認定のことを指す。）のチェックを行う行列または集合場所</u> 」と追記
2.1 アクセスと 移動	2.1.8 エレベーターと エスカレーター	エレベーターが途中で止まったときに聴覚障害者のみの場合、連絡の方法をどうすべきか工夫が必要である。 また、車椅子利用者にとって緊急ボタンを押す場所が押しやすい位置に配置することや、目の不自由な人にとって点字を付けるなど緊急時の対応が必要である。 様々な障害者が自ら逃げられる、助けを求めて助けられるよう、想定して改修していくことが望ましい。	2.1.8.1.5 その他の要件 ・「 <u>○聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。[国基準]</u> <u>✓かご内に、緊急時等に情報提供や誘導案内等を行う表示装置等を設ける</u> <u>✓故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的にかご内にその旨の表示を行うか、かご内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設ける</u> <u>✓地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける</u> 」を追記
2.1 アクセスと 移動	2.1.8 エレベーターと エスカレーター	・より分かりやすい表現・文章に修正してほしい。 ・「1,000mm以上の誘導固定手すり」の1,000mmは何を指すのか。 ・2023年10月1日に「名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が名古屋市で施行された。利用方法(管理者にも責務)について記載することを検討。	2.1.8.2 エスカレーター ・「エスカレーターは移動困難者や視覚や聴覚に障害のある人も利用する <u>可能性があるため</u> 」から「エスカレーターは移動困難者や視覚や聴覚に障害のある人も利用するため」に修正 ・「 <u>○エスカレーターの乗降口に、必要に応じて1,000mm以上の誘導固定手すりを設けることが望ましい。(大阪UDガイド)</u> 」から「 <u>○乗降口誘導固定手すりの長さは、1,000mm以上とすることが望ましい。(国基準)</u> 」に修正 ・本ガイドラインの適用は、名古屋市のみだけでなく他の市町村も適用範囲となっている。条例の内容は本ガイドラインに記載はせず運用面に対応
	2.1.9 非常時の対応策	・災害時に避難経路について、経路を探るのも大変ということが想定される。張り紙や矢印などを貼るなどすぐに避難経路がわかるような方法もあるとよい。	2.1.9.2 緊急避難 ・「 <u>●高齢者、障害者等の円滑な避難のためには、避難経路の動線計画をわかりやすいものとする</u> こと、 <u>高齢者、障害者等に避難方向等をわかりやすく情報提供することが必要である。[国基準]</u> 」を追記 ・「 <u>○煙を避けるために低姿勢をとっても避難すべき方向がわかるよう、床面や腰の高さに、誘導灯や光点滅走行式避難誘導システム（一定の間隔で設置した光源列を火災時に避難方向に流れるように点滅させることで避難方向を示す装置）、蓄光性のある誘導タイル等を設置することが望ましい。[国基準]</u> 」を追記

骨子	該当箇所	ご意見	対応
2.1 アクセスと 移動	2.1.9 非常時の対応策	より分かりやすい表現・文章に修正してほしい。	2.1.9.4 警報システム ・「 <u>耳が不自由な人が1人であることはない、という想定に基づいている。また、耳が不自由な従業員が1人であることはないという想定である</u> 」から「 <u>耳の不自由な人が1人であることを想定すべきである</u> 」に修正
2.2 アメニティ	2.2.2 会場の座席	観客席の座席、背もたれの上部の部分に点字のプレートがつかないと聞いたが、付ける様に記載してほしい。	2.2.2.1 アクセシブルな座席 ・「 <u>●客席・観覧席の座席番号、行・列等の表示は、わかりやすく読みやすいように、文字の大きさ、色づかい・コントラスト、点字の併記、取り付け位置等に十分配慮する。</u> 」を追記
2.2 アメニティ	2.2.2 会場の座席	観客席について分散配置のモデル図をイラストで載せると分かりやすい。	2.2.2.3 付加アメニティ座席 ・分散配置例図（図21）を追加 
		サイトラインの基準に関して、車椅子使用者の目の高さは105cm。前の人の身長は175cmという設定にして、端までちゃんと見えるようにしていただけるとよい。	2.2.2.5 サイトラインの確保 ・「 <u>○サイトライン検討をする際の前席の人の高さの設定にあたっては、日本人男子の平均身長値の最高値を基本とし、さらに履物の高さを加算して算出する。[国基準]</u> 」及び「 <u>○サイトライン検討をする際の車いす使用者の眼高の設定にあたっては、女性の車いす使用者の眼高を基本とする。[国基準]</u> 」を追記 ・さらに、参考として前席の人の高さ、車いす使用者の眼高の設定例を追記
		より分かりやすい表現・文章に修正してほしい。	2.2.2.6 聞き取りやすさを高めること ・「 <u>聴力が次第に衰えていく高齢者、難聴者にも対応できる設計</u> 」を追記 ・「 <u>難聴は最も一般的な聴覚障害者であり、長期にわたって進行することから、難聴が実際にどの程度影響を及ぼしているのか気付かないことが多い。</u> 」を削除

骨子	該当箇所	ご意見	対応
2.2 アメニティ	2.2.3 トイレ	お母さんと息子さんという組み合わせなどの異性介助に配慮し、カーテンを付ける等目隠してできるようなものがあるとよい。	2.2.3.2.5 設備・備品 ・「 <u>○付添者がトイレを利用する際のプライバシーに配慮するため、待機者等の視線を遮るためのカーテンを取り付けられるよう、カーテンレールを設置し、介護などによる異性付添利用に対応することが望ましい。（国基準）」</u> を追記
		座位が保てるよう、トイレの便座に背もたれ、肘置きをつけてほしい。	2.2.3.2.5 設備・備品 ・「 <u>●座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを適切に設ける。（国基準）」</u> を追記
	2.2.6 ベビーケアスペース	車椅子利用者が利用できるおむつ交換台を設置してほしい。	2.2.6.5 おむつ 交換台 「 <u>○複数の乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、車椅子使用者が利用できるものを1以上設けることが望ましい。[国基準]</u> 」を追記
2.3 ホテル及びその他の宿泊施設	2.3.2 アクセシブルルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策で受付スタッフを配置していないところが増えている。音声でお部屋の中を案内する機器を設置してほしい。 ・また、手が不自由な人のためにも音声認識で部屋の電気をつけてくれたりテレビのリモコン代わりにする Iot を活用した部屋や設備をしてほしい。 ・音声装置は外国語でも対応できるのでアジアパラで来日した外国人の視覚障害者の対応も可能である。 	2.3.2.9 その他の備品 「 <u>○スマートフォン・タブレット端末のアプリ・ソフトの他、音声データを認識することにより IoT 家電の操作や情報検索等ができる AI スピーカー等の活用等、今後の技術革新、標準化も視野に入れた対応を図ることが望ましい。[国基準]</u> 」を追記
		宿泊施設にお風呂のゴム製吸盤付きのすべり止めマットの貸し出しの用意をしてほしい。障害者だけではなく、小さいお浴室に貸し出し用を用意している旨の文章を貼っていただくとさらによい。	2.3.2.11 浴室又はシャワー室 「 <u>●貸し切り浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。[国基準]</u> 」を追記
2.4 刊行物とコミュニケーション	2.4.2 刊行物	PDF 形式について、文字はソフトを使って読めるが、写真やイラストなどの画像データは読めないので、代替テキストを貼り付けてほしい。	2.4.2.6 電子文書 「 <u>○PDF 形式で公開された文書は、視覚障害者が利用しているコンピューターの読み上げソフト、スクリーンリーダーでは読み込めない。</u> 」を削除
2.4 刊行物とコミュニケーション	2.4.2 刊行物	聴覚障害者等のために作るビデオ、DVD などは字幕だけでなく手話も入れてほしい。	2.4.2.7 ビデオ/DVD/CD 版 「ビデオ、DVD 等は、聴覚障害者等のために、字幕入りにする必要がある。できれば、 <u>手話通訳</u> や映像解説サービス（DVS）もあわせて用意するのが望ましい。[Tokyo ガイド]」を追記

骨子	該当箇所	ご意見	対応
2.4 刊行物とコミュニケーション	2.4.6 コミュニケーション支援と補聴援助機器	より分かりやすい表現・文章に修正してほしい。	<p>2.4.6.1 はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>難聴者に適切なサービスを提供するのはろう者の場合と同じで、例えば外国語の翻訳のように、言葉の壁を克服する時のアプローチと同じような取り組みをすれば乗り越えることのできる、単なる言葉の壁である、ということを主催者が思い出しさえすれば、簡単なことである</u>」を削除。 ・「<u>主なセレモニー、受賞式、コミュニティ活動あるいはその他公式イベントなどには全て、補聴援助機器が必要である</u>」を削除 ・「<u>障害区分の中で、難聴は圧倒的に大きな障害グループであるが、障害者に対応するための施設の設計時には見落とされることが多い。大きなイベントを開催する主催者は、ろう者のための手話通訳者に加え、難聴者のために補聴援助機器を準備する必要がある。</u>」から「<u>障害区分の中で、聴覚障害は圧倒的に大きな障害グループであるが、障害者に対応するための施設の設計時には見落とされることが多い。大きなイベントを開催する主催者は、必要に応じて手話通訳、要約筆記、音声認識、補聴援助機器等を手配、整備する必要がある。</u>」修正。 <p>2.4.6.5 字幕装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>なお、防音設備のある観戦ルームにおいて文字情報を提供することが望ましい。</u>」を削除。 <p>2.4.6.6 手話通訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>手話通訳はろう者、難聴者双方の役に立ち、主なセレモニー、授賞式、コミュニティ活動あるいはその他公式イベントなどで検討すべきものである。</u>」から「<u>手話通訳は、主なセレモニー、授賞式、コミュニティ活動あるいはその他公式イベントなどで検討すべきものである。</u>」修正 ・「<u>会議、セミナー、その他観衆の少ない活動でも、特定の人がろう者または難聴者であるとわかれば、当該人物の手話通訳者が認められるか、当該人物のために手話通訳者が手配される。特定の人が手話通訳を必要とする聴覚障害者であると分かれば、手話通訳者を手配する。</u>」から「<u>会議、セミナー、その他観衆の少ない活動でも、特定の人が手話通訳を必要とする聴覚障害者であると分かれば、手話通訳者を手配する。</u>」に修正
3 アクセシビリティ研修	3.2 障害者等に対する接遇・アウェアネス（気づき）研修	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害の場合、一般的には「筆談」であり、聞こえる人にとっても応じやすい手段であるため、その旨記載してほしい。 ・感染症防止などの理由で口をマスクでふさぐ習慣が定着しており、口元を見せることの必要性を理解してもらう必要があるため、その旨記載してほしい。 ・より分かりやすい表現・文章に修正してほしい。 <p>コミュニケーション手段として「音声認識」のニーズが増えている。手段として追記してほしい。</p>	<p>3.2.4 研修のテーマ ✓話しかけるとき</p> <p>「<u>聴覚に障害のある人には、一般的に筆談で対応する。ただし、聴覚に障害のある人の中には、日本語の理解が困難な人もいることを理解し、その人にあわせて分かりやすい言葉で書く。</u>」を追記。</p> <p>「<u>また、感染症防止等の理由でマスクをする場合もあるが、「読唇」をする人もいることを考慮し、マスクをとれる状況であれば外すことも検討する。</u>」を追記。</p> <p>「<u>手振りを入れると伝わりやすくなることがある。方向を示す時は地図を用いるのも有効である。</u>」から「<u>身ぶりを入れると伝わりやすくなることがある。方向を示す時は地図を用いるのも有効である。</u>」と修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>なかなか理解してもらえない時は、筆記用具を用いた筆談などを提案する</u>」を削除 <p>3.2.4 研修のテーマ 主なコミュニケーションの手段</p> <p>音声認識の項目を追加</p> <p>「<u>音声認識（アプリ）を使って、発言（スピーチ）内容をリアルタイムに文字化する方法。1対1の会話や、会議、講演会等、使用用途が広い。</u>」を追記</p>

骨子	該当箇所	ご意見	対応
大会全般について		<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の行列を緩和するためにチケットにバーコードやQRコードの読み取り装置を導入してほしい。 ・車いすの競技が多いところで、エレベーター数が少ないと、その日の大会のスケジュールが全然間に合わないという経験があり、このあたりも考慮していただきたい。 ・カームダウン／クールダウンスペース、センサリールームについては、実際にどのような部屋なのかという相談を委員会で受けられるとよいのでは。 ・クールダウンスペースについてもマークなどで大会のマップ等に表示してほしい。 ・カームダウンルーム、カームダウンスペースを複数設けてほしい。 ・競技によっては声を出していけない競技もあり、センサリールームを設けてほしい。 ・（ガイドラインについて）法的拘束力はないが、恒常的な整備に向けて実効力のある働きかけをしてほしい。 ・車いすユーザーでなくても使える（男女共用の）トイレについても検討してほしい。 ・インターホンで呼ばないと使えないトイレがあるので、自由に出入りできるようにしてほしい。 ・バリアフリートイレ内は、広くて便器や洗面器の場所が分かりにくいので、できれば音声装置をつけてほしい。 ・バリアフリートイレには入り口に盲導鈴、トイレ内にも音声案内機器の設置してほしい ・車いす競技の選手用に仮設トイレが必要だと思う。 <p style="text-align: right;">等</p>	ご意見について、関係者への情報の共有 今後の運営等において検討